
滝沢市 ポイントウォーク事業 参加手引き

<令和8年度>



滝沢市営業係長
ちやぐぼん

- この手引きは、「滝沢市ポイントウォーク事業」の仕組みやポイント獲得・交換などのルール、各種手続きなどを解説したものです。【別添資料：各種使用機器・アプリの使い方ガイド】
 - この手引きは、**退会まで大切に保管**してください。
 - この手引きは、令和8年度版です。年度の途中や次年度以降にルール改定があるときは、別途ご案内させていただきます。
 - ご不明な点がございましたら、この手引きの巻末に記載の健康づくり課窓口までお問い合わせください。
- ※本事業は、株式会社タニタヘルスリンクに委託して実施しています。

滝沢市健康づくり課

目次

1. 概要	P.2
2. 取り組んでいただくこと	P.2
① 歩数データの測定・送信【※必須※】	
② 定期的な体組成の測定【※必須※】	
③ 指定の健康イベント等への参加（任意）	
④ アンケート調査への回答【※必須※】	
3. データ送信・測定コーナー（拠点）	P.4
4. ポイントと賞品の交換	P.5
5. ポイント獲得ルール	P.5
6. ポイントなどの確認方法（「からだカルテ」）	P.11
7. 各種手続き	P.11
① 参加者情報の変更	
② スマートフォンの機種変更をするとき（アプリコースのみ）	
③ 活動量計の動作不良・破損・紛失（活動量計コースのみ）	
④ 「からだカルテ」が正しく動かないとき	
⑤ 退会	
⑥ 次年度以降の継続方法	
⑦ 個人情報の収集・利用など	
<参加規約>	P.13
<お問い合わせ先>	P.15

1. 概要

「滝沢市ポイントウォーク事業」は、日々の歩数の測定や体組成等の身体データの測定を通じて、みなさまに健康づくりに取り組んでいただくことを目的としています。これまでより少し多めに歩いたり、所定の場所からだの状態を測定したり、他にもさまざまな健康づくりに取り組むことでポイントがたまり、たまったポイントは賞品（商品券）と交換できます。また、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」のさまざまなコンテンツを活用して、楽しく健康づくりを続けることができます。

- 1) **参加対象者：18歳以上で滝沢市にお住まいの方**
18歳以上で滝沢市に通学・通勤されている方
※高校生は除く
- 2) **ポイント付与対象期間：令和8年6月20日（土）～令和9年1月31日（日）**
歩数データ送信期限：令和9年2月10日（水）
※歩数データ送信期限までに、歩数データを送信してください。
※歩数データ送信期限を過ぎるとポイント対象外となります。

2. 取り組んでいただくこと

本事業に参加いただいた方には、以下の事項に取り組んでいただきます。

- ① **活動量計での参加の場合には月1回程度、歩数計アプリの場合には週1回程度の歩数データの測定・送信【※必須※】1週間に1度の送信を推奨します。**
 - ② **定期的な体組成の測定【※必須※】**
 - ③ **各種イベント等への参加（任意）**
 - ④ **アンケート調査への回答【※必須※】**
- ① **歩数データの測定・送信【※必須※】**

活動量計またはスマートフォン（歩数計アプリ）を持ち歩き、歩数を測定します。

使い方は、「**クイックガイド**」をご覧ください。

活動量計コースの方は、歩数データがたまったら、**データ送信・測定コーナー（拠点）（P.4参照）**にある専用リーダーライターや、ローソンまたはミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」に活動量計を置いて、歩数データを送信します。

アプリコースの方は、クイックガイドを確認して歩数計アプリを操作してデータを送信してください。

ご注意ください

- ✓ **歩数データ送信は、1週間に1度のデータ送信を推奨します。**

定期的に歩数データを送信しましょう。データを送信することで、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」に情報が保存されます。

- ✓ **活動量計コースの方は、事業期間内に活動量計を破損（誤って洗濯した等の水没を含む）もしくは紛失された場合、自己負担で同じ活動量計をご購入いただきます。**
- ✓ **活動量計の電池交換は、適宜ご自身で行ってください。**
- ✓ **専用リーダーライターの設置場所は【3.データ送信・測定コーナー（拠点）】（P.4）をご覧ください。**

② 定期的な体組成の測定【※必須※】

ウォーキングなどで健康づくりに取り組まれたら、指定の測定コーナー（拠点）で、体重や体脂肪率、筋肉量などの体組成を測定します。

月に1回、測定するだけでポイントを獲得できます。また、3カ月に1回、測定結果に応じて、いつもより多めのポイントを獲得するチャンスがありますので、**毎月必ず測定するようにしましょう。**

測定したデータは自動で健康管理ポータルサイト「からだカルテ」に記録され、ご自身のスマートフォンやパソコンなどで、歩数やからだの変化を確認することができます。

「測定コーナー（拠点）」の場所は【3.データ送信・測定コーナー（拠点）】（P.4）を、測定方法については、「クイックガイド」をご覧ください。

なお、ペースメーカーなど体内機器を装着している人は測定できません。

③ 各種イベント等への参加（任意）

歩数や体組成の測定のほか、各種イベントを開催します。

なお、対象イベントの詳細は別途お配りする一覧や市ホームページ、チラシでご確認ください。

名称	時期	実施場所
事業説明会 （初回測定会）	令和8年6月20日	ビッグルーフ滝沢（20日）
ウォーキングラリー	令和8年10月1日 ～ 令和8年11月3日	シンガポール編
振り返りセミナー	令和9年1月予定	ビッグルーフ滝沢 滝沢ふるさと交流館
商品券交換	令和9年3月中旬	特定記録郵便での郵送を予定

※現時点での予定となります。詳細は決定次第お知らせいたします。

④ アンケート調査への回答【※必須※】

事業効果の分析や、今後の制度設計の基礎データとして使用しますので、アンケートにご協力ください。

アンケートは、6月（事業説明会時）と1月（振り返りセミナー時）に実施する予定です。

3. データ送信・測定コーナー（拠点）

各拠点等の利用可能時間等に変更になる場合があります。
また、臨時休館・休業の状況については、各拠点等のホームページなどでご確認ください。

▼ データ送信・測定コーナー（拠点）一覧

体組成計やポイント確認用タブレットを設置しています。また、**歩数データの送信もできます。**

	拠点名称	住所	利用可能時間帯	体組成計	データ送信	ポイント確認用タブレット
1	滝沢市役所	中鶴飼55	午前8時30分～午後5時15分 (祝日、休日、年末年始を除く)	◎	◎	◎
2	ビッグルーフ滝沢	下鶴飼1番地15	午前9時～午後9時 (休館日：毎月第2・第4 火曜日及び年末年始)	◎	◎	—
3	東部出張所 (葉の木沢山活動センター)	葉の木沢山 460番地1	午前8時30分～午後9時00分 (祝日、休日、年末年始を除く) ※午後5時15分以降は職員の対応はできませんのでご注意ください。	◎	◎	—
4	滝沢ふるさと交流館	土沢265番地3	午前9時～午後9時 (休館日：毎月第1・第3・第5 火曜日及び年末年始)	◎	◎	—
5	滝沢総合公園体育館	鶴飼御庭田1番地1	午前9時～午後9時 (休館日：年末年始)	—	◎	—
6	滝沢市東部体育館	大崎94番地7	午前9時～午後9時 (休館日：年末年始を除く)	—	◎	—

▶ 全国のローソンまたはミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」に活動量計を置いて、歩数データの送信のみを行うことができます。

※ ローソン・ミニストップの店舗情報は、各社ホームページなどでご確認ください。

※ 各施設の機器の操作などでお困りの場合は、滝沢市健康づくり課（TEL:019-656-6527）にお問い合わせください。（各施設のスタッフでは対応できませんのでご了承ください）

4. ポイントと賞品の交換

たまったポイントに応じて賞品（商品券）と交換することができます。

【令和7年度の賞品（予定）】

◆ 交換できる賞品

■ 商品券 ※金券の種類は追ってお知らせします。

■ 1,000ポイントを1口として最大2,000円分と交換可能
(すべて1ポイント=1円分)

※賞品の交換単位（1,000ポイント）未満の端数が残った場合、または2,000ポイントを超えた分のポイントは年度末で失効します。

◆ 交換方法（予定）

令和9年3月中旬に「特定記録郵便」での郵送を予定しています。

5. ポイント獲得ルール

さまざまな健康づくりに取り組んでいただくことで、年度内に最大で2,000ポイントを獲得できます。
(※1,000ポイントを1口として最大2,000円分の商品券と交換可能)

ポイントの一覧は下表のとおりで、**獲得期間は事業参加日から令和9年1月31日まで**です。
条件やポイント数の詳細は次ページ以降をご覧ください。

▼ ポイント一覧

	ポイント名称	条件	ポイント数
①	歩数ポイント	1日の歩数に応じてポイント付与	最大10ポイント/日
②	がんばってますポイント	月の平均歩数が65歳未満は8,000歩、65歳以上は6,000歩を超えた場合にポイント付与	50ポイント/月
③	変わりましたポイント	3か月ごとのBMI又は筋肉率が改善した場合、およびそれらの数値（血圧等）が基準範囲内である場合にポイント付与	最大100ポイント /3か月ごと
④	体組成測定しましたよポイント	体組成データを送信した場合にポイント付与 (月に1回のみ付与)	50ポイント/月
⑤	血圧測定しましたよポイント	血圧データを送信した場合にポイント付与 (月に1回のみ付与)	50ポイント/月
⑥	お友だち紹介ポイント	既存参加者の勧誘で新規参加者が事業に参加した場合に、両者にポイント付与 (ポイント申請は新規申込時のみ)	50ポイント/年
⑦	クアオルト健康ウォーキング参加ポイント	市の主催するクアオルト健康ウォーキングに参加した場合にポイント付与 ※ビッグルーフ滝沢が主催するイベントはポイント付与の対象外。	50ポイント/回 (1人5回まで)
⑧	ウォーキングラリー完走ポイント	事業期間中に開催するウォーキングラリーを完走した場合にポイント付与	200ポイント/年

※令和9年1月31日まで参加継続した方を対象とし、ポイントを賞品（商品券）に交換することができます。

▼ 通常ポイント

① 歩数ポイント（日々）

活動量計やアプリには日々の歩数データが自動的に記録されますが、活動量計の場合には**30日間のデータ**、アプリの場合には**7日間のデータしか記録できない**ため、定期的にデータを送信しましょう。

データ送信・測定コーナー（拠点）の専用リーダーやローソン・ミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」に活動量計を置いて、歩数データを送信することができます。また、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、歩数の推移等をグラフなどで確認することができます。

歩数を記録するため、活動量計等は普段から欠かさず身につけましょう。

<付与基準>

1日の歩数が推奨歩数を達成していた場合、歩数に応じて1日あたり1～10ポイントを付与します。

<付与時期>

歩数データの送信を行ったときに、歩数が確定した日（前日以前の歩数データ）に対してポイントを付与します。詳細は下表をご覧ください。

条件	獲得できるポイント
～1,999歩	0ポイント /日
2,000歩～2,999歩	1ポイント/日
3,000歩～3,999歩	2ポイント/日
4,000歩～4,999歩	3ポイント/日
5,000歩～5,999歩	4ポイント/日
6,000歩～6,999歩	5ポイント /日
7,000歩～7,999歩	6ポイント/日
8,000歩～8,999歩	7ポイント/日
9,000歩～9,999歩	8ポイント/日
10,000歩～10,999歩	9ポイント/日
11,000歩～	10ポイント/日

② がんばってますポイント（月々）

日々の平均歩数とは別に、月々の歩数に対してもポイントが付与されます。

<付与基準>

各月の平均歩数について、

- ・65歳未満：8,000歩を超えた場合に対して、**月に50ポイント**を付与します。
- ・65歳以上：6,000歩を超えた場合に対して、**月に50ポイント**を付与します。

③ 変わりましたポイント

3カ月に1回、健康づくりの成果としてBMI（Body Mass Index [体格指数] : 体重 [kg] ÷ 身長 [m] ÷ 身長 [m]）や筋肉率の維持・改善が見られた場合、ポイントを付与します。なお、BMIや筋肉率の測定には、正しい身長の登録が必要です。

<付与基準>

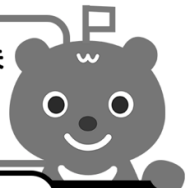
測定コーナーの体組成計で測定した結果、BMIや筋肉率が、「**基準範囲（※1）**内にある場合」と「**ベースラインBMI・筋肉率（※2）**から改善した場合」に、**3カ月に1回最大100ポイント**を付与します。基準は年齢や性別によって異なります。

<付与時期>

3カ月を1クールとして、1クールに1回ポイント付与のタイミングがあります。1クール目は、参加申込後に初めて体組成計で測定した月を1カ月目とします。ベースラインBMI・筋肉率は1カ月目の最初の体組成データとし、3カ月間の最後の体組成データをもとに判定し、その翌月の22日にポイントが付与されます。1クール目に1回しか測定されていない場合はポイントは付与されません。1クール目以降は、前のクールの3カ月目の翌月を1カ月目とします。また、ベースラインBMI・筋肉率は、前のクールの最後の体組成データとなります。

変わりましたポイントの付与時期

各クール期間内で何度測定していただいても大丈夫です。3カ月の間に測定した最後の測定値を基に評価します。

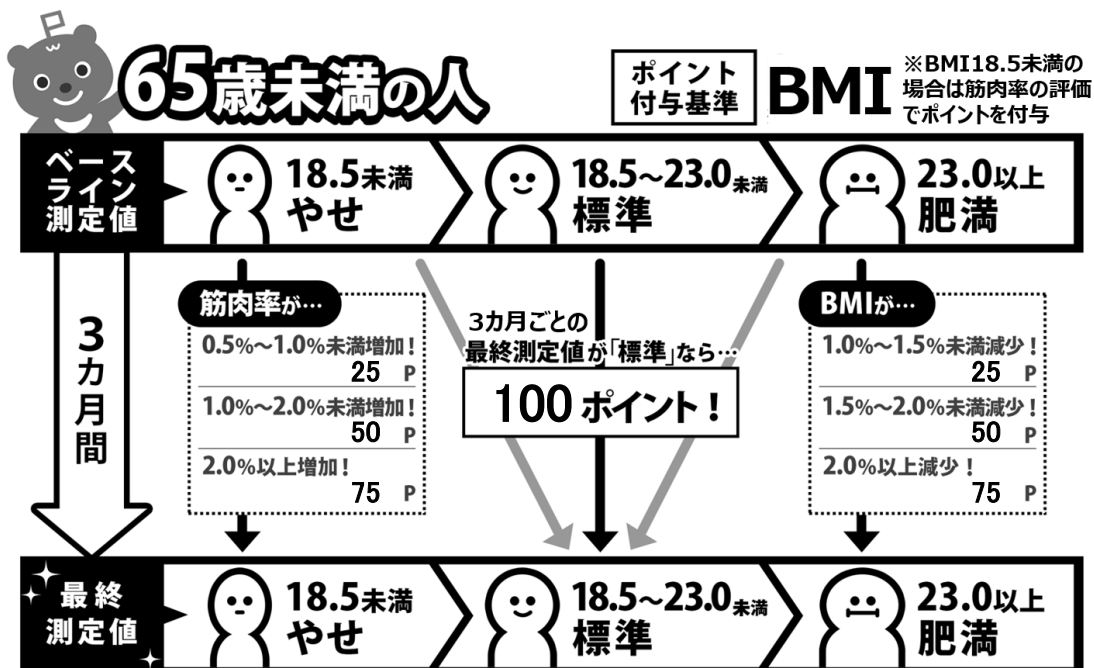


例：6月から事業参加の場合

事業参加直後 1クール目 (1クール3カ月)	6月	◀ 最初の測定	1クール目のベースライン
	7月		
	8月	◀ 最後の測定	1クール目のベースラインと比較してポイント付与 & 2クール目のベースライン
2クール目 (1クール3カ月)	9月	★ 1クール目のポイント付与日 (1クール目の翌月22日)	
	10月		
	11月	◀ 最後の測定	2クール目のベースラインと比較してポイント付与 & 3クール目のベースライン
	12月	★ 2クール目のポイント付与日 (2クール目の翌月22日)	

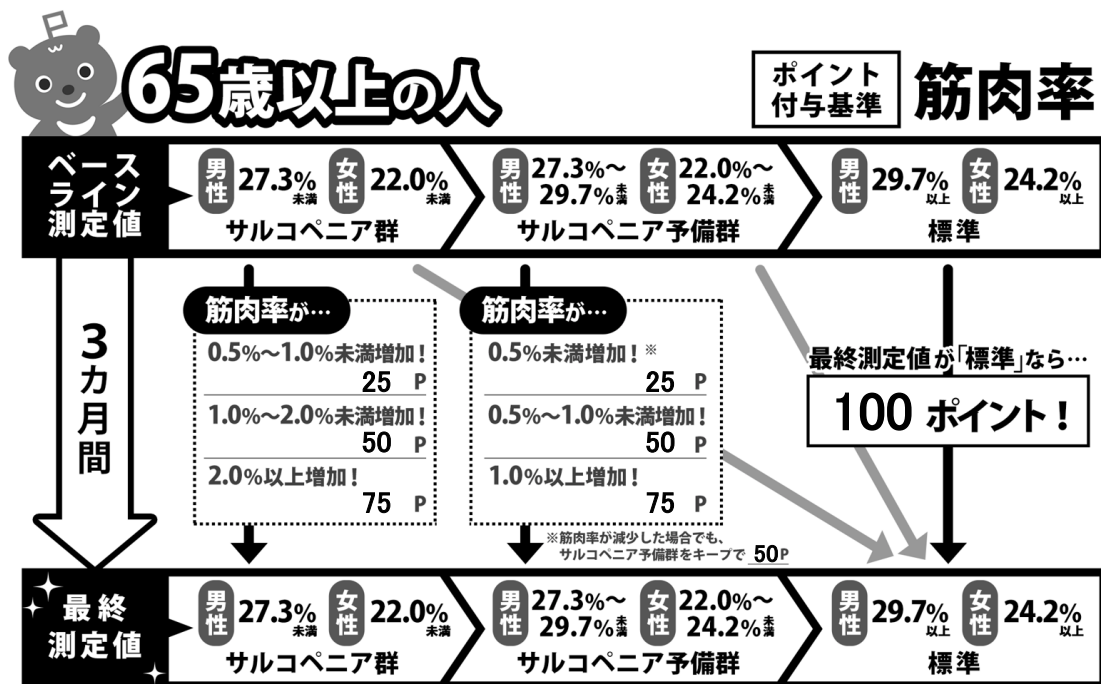
◆ 65歳未満の人

- 3カ月間の最後の測定でBMIが「標準」範囲内であれば**100ポイント**が付与されます。
- BMIが基準範囲外の場合、3カ月間の筋肉率またはBMIの改善度合に対して、**0～100ポイント**が付与されます。



◆ 65歳以上の人

- 3カ月間の最後の測定で筋肉率が基準範囲内であれば、**100ポイント**が付与されます。
- 筋肉率が基準より低い【サルコペニア（※3）予備群またはサルコペニア群】の場合、3カ月間の筋肉率の改善度合に対して**0～100ポイント**が付与されます。





「基準範囲」「ベースラインBMI・筋肉率」「サルコペニア」とは

(※1) **基準範囲**：BMI・筋肉率が基準範囲内であると、将来、生活習慣病や運動器疾患等を発症するリスクが低減するとされています。（基準範囲筋肉率は、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」では「SWC筋肉率」と表記されます）

(※2) **ベースラインBMI・筋肉率**：以前よりもBMIまたは筋肉率が改善したかどうかを比べるための基準（ベースライン）となるBMIまたは筋肉率のことで、参加者ごとに設定されます。本事業への参加から3カ月間は、参加後に初めて体組成計で測定した値が設定され3カ月ごとに最新の値に更新されます。自身のベースラインBMIや筋肉率は「からだカルテ」で確認してください。

(※3) **サルコペニア**：疾患や老化現象により筋肉量が減少していくことです。筋肉量の減少は25～30歳頃から進行が始まり、生涯を通して進行します。筋線維数と筋横断面積の減少が同時に進んでいきます。筋力・筋肉量の向上のためのトレーニングによって進行の程度を抑えることが可能ですので、歳を重ねるごとに意識的に運動強度が高い運動（レジスタンス運動）を行うことが大切です

④ 体組成測定しましたよポイント（月1回まで）

測定コーナー（拠点）の体組成計で定期的にからだの状態を測定し、体重や体脂肪率、筋肉量などを確認することができます。また、定期的に測定することで、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、からだの状態変化をグラフなどで確認することができます。

＜付与基準＞

測定コーナーの専用リーダーライターに活動量計等を置き、体組成計で測定することで、**月1回50ポイント**が付与されます。

＜付与時期＞

体組成計で測定したときに、自動的にポイントが付与されます。

⑤ 血圧測定しましたよポイント（月1回まで）

測定コーナー（拠点）の血圧計で定期的な血圧を測定し、最高血圧、最低血圧を確認することができます。また、定期的に測定することで、健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、からだの状態変化をグラフなどで確認することができます。

＜付与基準＞

測定コーナーの専用リーダーライターに活動量計等を置き、血圧計で測定することで、**月1回50ポイント**が付与されます。

＜付与時期＞

血圧計で測定したときに、自動的にポイントが付与されます。

⑥ お友だち紹介ポイント

新規事業参加者募集の際に、既存参加者から勧誘されて新たに事業に参加する場合、既存参加者及び新規参加者双方に付与されるポイントです。既存参加者の方は周囲の方に本事業の紹介をお願いします。

<付与基準>

既存参加者の紹介で新規参加者が事業に参加した場合に、両者に**ポイント**が付与されます。ただし、新規参加者が参加申込みを行った際に、紹介者の情報を記入した場合に限ります。

既存参加者1人で複数人の新規参加者を紹介した場合の制限はありません。
付与ポイント：50ポイント（既存参加者：1人につき、新規参加者：固定）

<付与時期>

新規参加者の参加決定後、2か月以内にポイントを付与します。

⑦ クアオルト健康ウォーキング参加ポイント

ポイント付与期間内に開催されるクアオルト健康ウォーキングに参加した場合、ポイントを獲得することが出来ます。

日程の詳細は、市ホームページ順次お知らせします。健康講話や鞍掛山の自然体験などのイベントを合わせて実施予定です。



<付与基準>

クアオルト健康ウォーキングに参加した場合、**50ポイント**が付与されます。
なお、ポイント付与は1人5回までを上限とします。

⑧ ウォーキングラリー完走ポイント

事業期間に開催するウォーキングラリーで、総歩数を完走した場合、ポイントを獲得することが出来ます。

<付与基準>

ウォーキングラリーで総歩数を完走した場合、**200ポイント**が付与されます。

<付与時期>

ウォーキングラリー期間終了後、2か月以内にポイントを付与します。

6. ポイントなどの確認方法（「からだカルテ」）

健康管理ポータルサイト「からだカルテ」で、ポイントの獲得状況などを確認することができます。使い方は、「[クイックガイド](#)」をご覧ください。

■ご自宅のパソコンやスマートフォンで

事業説明会でお知らせするID、パスワードを使用してログインが必要です。



■測定コーナーのタブレットで

測定コーナー（拠点）のタブレットにつながっている専用リーダーに活動量計を置くと、自動的に「からだカルテ」にログインして情報を確認することができます。

■ローソン・ミニストップの店頭端末「Loppi（ロッピー）」で

Loppi端末に活動量計を置くと、ポイント数や直近5日間の歩数を表示します。



「からだカルテ」で確認できること

各種ポイントの獲得状況／歩数や測定した体組成の情報／ベースライン歩数／参加者の登録情報／「タニタ社員食堂レシピ」／「タニタ健康コラム」など

※Loppi端末ではポイント数と直近5日間の歩数のみご確認いただけます。

- ※ ポイントの種類ごとに付与時期が異なりますので、ポイントの反映までにタイムラグが生じます。
- ※ ポイント交換の上限は2,000ポイントですが、「からだカルテ」では上限を超えた分も表示されます。

7. 各種手続き

① 参加者情報の変更

参加者情報を変更したい場合は、**滝沢市健康づくり課（TEL:019-656-6527）**までお電話でご連絡ください。（連絡後、手続きに必要な書類をお送りします。）

「からだカルテ」でも登録情報（メールアドレス変更も含む）の変更が可能です。転出等により、参加者の要件（市民または在勤者）を満たさなくなった場合は、退会の手続きをお願いします。

退会手続きには、概ね1カ月程度かかりますので予めご了承ください。

② スマートフォンの機種変更をするとき（アプリコースのみ）

スマートフォンの機種変更をするときは、新しい機種にアプリをインストールすることで引き続き事業に参加していただくことができます。ただし、**機種変更前に必ず歩数データの送信をお願いします（送信せずに機種変更をされると、未送信の歩数データが失われます）**。

③ 活動量計の動作不良・破損・紛失（活動量計コースのみ）

活動量計の動作不良（表示されない、データ送信できないなど）や破損・紛失があったときは、**滝沢市健康づくり課（TEL:019-656-6527）**までお電話でご相談ください。

活動量計を破損・紛失された場合で、参加を継続されたいときは、**自己負担**で同型の活動量計（タニタ社製「AM-150」）を購入していただくことになります。

④ 「からだカルテ」が正しく動かないとき

「からだカルテ」に歩数や体組成のデータが正しく記録できない場合など、システムが正しく動いていないと思われる場合は、**滝沢市健康づくり課（TEL:019-656-6527）**にお電話でご相談ください。

⑤ 退会

退会を希望される場合は、**滝沢市健康づくり課（TEL:019-656-6527）**までお電話などでご連絡ください。なお、退会にあたっては次の点に留意してください。

項目	留意点
活動量計	返却は不要です。ただし、参加初年度に退会した場合には活動量計の実費分から参加費を差し引いた費用をお支払いいただきます。
ポイント	1月31日以前に退会した場合には、退会時にポイント残高があっても賞品と交換することはできません。
蓄積データ	退会者は退会時点までにシステムに蓄積されていたデータを、「からだカルテ」等で見ることができなくなります。蓄積データは個人を特定できる情報を削除し、個人を識別できない形に加工した上で、本事業の評価等に利用させていただきます。なお、分析結果の公表に際して個人が特定されることは一切ありません。

⑥ 次年度以降の継続方法

次年度以降は、後程ご案内いたします。

⑦ 個人情報の収集・利用など

個人情報の収集・利用など、本事業への参加に関する詳しいルールは各種規約をお読みください。

ご不明な点は、次の窓口にお問い合わせください。

滝沢市健康づくり課

TEL:019-656-6527

平日午前8時30分～午後5時15分（※土・日・祝日・年末年始を除く）

＜参加規約＞

滝沢市ポイントウォーク事業参加規約

(趣旨)

第1条 滝沢市ポイントウォーク事業参加規約(以下「本規約」という。)は、「滝沢市ポイントウォーク事業」(以下「本事業」という。)の実施及び滝沢市ポイントウォーク事業参加者の健康状態を分析し、市の健康施策の参考とするために必要な事項を定めるものです。

2 本事業への参加者は、あらかじめ本規約、法人契約に基づく「からだカルテ」会員規約及び「ヘルスプラネット」会員規約(以下「各種規約」という。)に同意した上で、本事業のサービス等を利用するものとします。

3 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。また その他疑義が生じた場合等は本規約の趣旨に従い、解決するものとします。

(定義)

第2条 本規約において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 申込者 各種規約に同意し、本事業の参加申込を行う者をいいます。

(2) 参加者 申込者の中で本事業への参加を決定された者をいいます。

(3) 受託者 本事業を委託している株式会社タニタヘルスリンクをいいます。

(4) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 本市に住所を有する者 イ 本市に通勤し、又は通学する者

(有効期間)

第3条 本規約は、本事業の終了、第16条第1項による退会の申し出又は第17条第1項により参加者資格の喪失まで有効とします。

(申込条件)

第4条 本事業の申込者は、次の参加条件を満たす必要があります。

(1) 参加申込日時点において18歳以上の市民であること。ただし、高校に通学する者を除く。

(2) 本事業に関連する各種規約に同意すること。

(3) 第19条に規定する個人情報等の取扱いに同意すること。

(4) 滝沢市暴力団排除条例(平成24年滝沢村条例第16号)第2条第2号の暴力団、同条第3号の暴力団員、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又はこれらの者と密接な関係を有しないこと。

(5) 本事業のアンケート調査に協力すること。

(6) 活動量計での参加者は、月に1回程度、市が指定する専用のスマートフォンアプリ(以下、「スマートフォンアプリ」という。)での参加者は、週1回程度歩数のデータ送信に協力すること。

(7) すべての参加者は、月1回程度の体組成及び血圧データの送信に協力すること。

(8) 事業に関する説明会の出席等、本事業に関する市の行事に協力すること。

2 市は、申込者が前項の条件を満たした場合でも、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、本事業への参加を決定しないことがあります。

(1) 同一の申込者が、複数の参加申込を行った場合

(2) 故意に虚偽の内容で参加申込を行った場合

(参加申込)

第5条 申込者の事業への参加申込は、インターネット、その他市長が定める方法で受け付けします。なお、受付方法の詳細は、市長が別に定めるものに基づくものとします。

(参加者の決定)

第6条 市は、前条の参加申込があった場合、参加申込内容の確認と審査を行った上で本事業への参加を決定し、通知します。なお、新規申込者が募集定員を超えた場合、参加申込順に参加者を決定します。

(参加方法)

第7条 本事業への参加方法は、スマートフォンアプリでの参加とします。ただし、次の各号に規定する場合は、活動量計で参加することができます。

(1) 令和5年度以前に滝沢市健幸ウォーキング事業の参加者で既に活動量計を保有する場合

(2) スマートフォンを保有しない等のやむを得ない理由で、参加者が受託者から購入した活動量計を持ち込むことにより参加する場合 なお、この場合の活動量計購入等に関する手続は参加者が行うこととします。

(参加者の負担等)

第8条 参加に係る費用等の取扱いは次のとおりとします。

(1) スマートフォンアプリで本事業に参加する場合の費用は、無料とします。

(2) 市が、譲渡した活動量計について、自己の責に帰すべき事由により活動量計の故障、破損又は紛失した場合の活動量計の購入費用は自己負担とします。(ただし、市から活動量計が購入できるのは、令和5年度滝沢市健幸ウォーキング事業の参加者のみとなり、また市の活動量計の在庫の限りとなります)。なお、市が参加者に活動量計を譲渡した日から起算して1年以内の故障について市及び受託者が初期不良と判断した場合には、無償で新たな活動量計と交換します。

(3) 本事業で使用する体組成計、血圧計、モバイルルーター、リーダーライター、QRコードリーダー、プリンター等の各機器(ケーブル等附属品を含む。)について、参加者が故意に故障又は破損させた場合、修理又は再購入等に係る費用は参加者に請求します。

(4) 本事業に関する通話、通信、郵送、交通及び活動量計の電池交換等の参加者個人の活動に関する費用は、自己負担とします。

(5) 株式会社タニタヘルスリンクから参加者が直接購入した活動量計を持ち込んで事業に参加する場合の購入費用は、自己負担とします。

(活動量計の所有権)

第9条 前条第2号により市が譲渡した活動量計が、初期不良と認められた場合、新たに市が譲渡する活動量計及び附属品の所有権は、活動量計の初期不良の申請をした者に移転します。併せて、初期不良の対象となる活動量計及び附属品の所有権は、初期不良と決定された時点で市へ移転します。

(実施内容)

第10条 本事業の内容の詳細については、別途定める「滝沢市ポイントウォーク事業参加手引」(以下「参加手引」という。)又は市長が別に定めるものに基づくものとします。

＜参加規約＞

(健康ポイントの付与)

第11条 本事業において付与される健康ポイント及び付与条件は、別途定める参加手引 又は市長が別に定めるものに基づくものとします。

(健康ポイントの交換)

第12条 獲得した健康ポイントの交換等については、別途定める参加手引又は市長が別に定めるものに基づくものとします。

(参加者のID及びパスワード)

第13条 参加者は、本事業に参加した際に取得した自身のID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与してはなりません。

2 参加者自身のID及びパスワードは、漏洩、忘失等しないよう自身の責任において厳重に管理しなければなりません。

3 参加者自身のID及びパスワードを忘失した場合、参加者のID及びパスワードを市から提供することはできません。この場合、参加者自身で委託者からID及びパスワードを確認する作業を行うものとします。

(禁止事項)

第14条 参加者は、次の行為を行ってはなりません。

(1) 本事業のサービスを営利目的で使用する行為

(2) 参加者以外の者になりすまして参加する行為

(3) その他市又は他の参加者への迷惑行為

(登録内容の変更)

第15条 参加者は、申込時の内容に変更が生じた場合、速やかに市へ届け出なければなりません。

2 市は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得した健康ポイント又はポイントの交換を無効とすることがあります。

3 参加者が、本条第1項の変更の届出を行わなかったことにより、市からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到達すべき時に参加者に到達したものとします。

(退会手続)

第16条 参加者は、本事業の実施期間中に退会の手続を行うことができます。

2 退会後においても、本事業を通じて取得した参加者の情報は、参加者個人を識別可能な形式に加工した上で、本事業の評価等に利用するものとします。

(参加者資格の喪失)

第17条 参加者は、次のいずれかに該当する場合には参加者資格を喪失することがあります。

(1) 第4条第1項各号に掲げる参加条件に該当しなくなった場合

(2) 第4条第2項各号に掲げる条件に該当すると確認された場合

(3) 第14条各号に掲げる禁止事項を行った場合

(4) 参加者が、不適切なサービス利用により本事業の正常な運営を妨げ、又は信用を傷つけていると市及び受託者が判断した場合

(5) 市が、令和5年度滝沢市健幸ウォーキング事業参加者に対して実施する、事業の継続意思確認調査に回答期日までに回答を行わなかった場合

(6) その他の規約等に違反した場合 2 前項の規定により参加者資格を喪失した場合、前条第2項を準用します。

(事業の評価・効果測定)

第18条 市は、本事業の分析評価・効果測定を行うため、アンケート結果、歩数データ その他受託者が提供するウェブサイト等 (以下「ウェブサイト等」という。) に集積された情報を活用することができるものとします。(個人情報等の情報の取扱い)

第19条 市及び受託者は、参加者から提供された個人情報、体組成、血圧等の機器及びアンケートから収集される情報及びウェブサイト等に集積された情報 (以下「収集情報」という。) について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和5年滝沢市条例第1号)、滝沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則 (令和5年滝沢市規則第25号) 及び関連法規・ガイドライン等に基づいて収集情報の利用及び管理を行い、次の事項を遵守します。

(1) 参加者又は市から提供された個人情報を厳に秘密として管理し、第三者に提供又は開示しないものとします。

(2) 収集情報については、次の目的に限定して利用するものとします。

ア 参加者へ本事業に伴うサービスを提供するため

イ 市からの通知、アンケート等を送付するため

ウ 収集情報を管理するため

エ 参加者個人がウェブサイト等で健康状態の推移を確認するため

オ 健康ポイントの付与、管理及び交換 (交換の受領も含む) のため

カ 事業分析、事業評価、効果測定及び統計分析に利用するため

キ その他本事業の管理及び運用のために必要な事項

2 前項前号カの実施に当たっては、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにした上で、健康づくりの施策のために利用します。また、分析した結果や統計情報を外部に公開する場合があります。この場合、個人が識別されることはありません。(規約及び本事業に伴うサービス内容の改定)

第20条 市は、本規約を変更する場合、市のホームページ等によって事前に変更の内容及び当該事項が有効となる期日を周知します。なお、期日以後は、変更の事実及びその内容について同意したものとみなします。

2 本規約の変更において、個人情報の利用目的又は利用する個人情報の内容の変更を伴う場合は、個人情報保護法、滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和5年滝沢市条例第1号)、滝沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則 (令和5年滝沢市規則第25号) 及び関連法規・ガイドラインに基づき、市から参加者にあらかじめ通知を行い、参加者の同意を得るものとします。

＜参加規約＞

(損害賠償等)

第21条 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連し、自己の責に帰すべき事由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

2 参加者は、本事業に伴うサービス利用に関連し、市以外の第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用において、その紛争を解決するものとします。

(免責)

第22条 本事業は、参加者の健康改善及び増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善し、又は増進されることについて保証するものではありません。

2 本事業の取組により生じた参加者の怪我等については、市はその責任を負いません。

3 不可抗力によりサービス提供が不可能になった場合、市はその責任を負いません。

(その他)

第23条 本事業において参加者本人の確認をするため、本人確認書類の提示を求める場合があります。

附則

この規約は、令和3年1月6日から適用します。

附則

この規約は、令和3年3月19日から適用します。

附則

この規約は、令和4年4月28日から適用します。ただし、令和3年度滝沢市 健幸ウォーキング事業に参加し、現に本事業へ参加している者については、令和4年6月17日から本規約を適用し、適用される日前までは従前の規約を適用するものとします。

附則

この規約は、令和5年5月8日から適用します。ただし、令和4年度滝沢市 健幸ウォーキング事業に参加し、現に事業へ参加している者については、令和5年6月24日から本規約を適用し、適用される日前までは従前の規約を適用するものとします。

附則

この規約は、令和7年5月15日から適用します。

ご不明な点は、次の窓口にお問い合わせください。

滝沢市健康づくり課

TEL:019-656-6527

平日午前8時30分～午後5時15分（※土・日・祝日・年末年始を除く）